

金地金の換金に関する大切なお知らせ

200万円を超える金地金の換金時・・・

当行は、お客さまからご本人確認書類の提示をいただき、お客さまのご本人確認を厳格に行います。

当行は、居住者等の当該取引に関して支払調書を作成し、税務署に提出します。

お客さまへのお願い

金地金をお取引いただく際は、お取引に必要な書類等（お通帳やご印鑑等）とあわせて、必ずご本人確認書類（運転免許証やパスポート等）をお持ちいただきご来店ください。

お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、お取引店の担当者までお問い合わせください。



三井住友銀行